

宮城県宮城野高等学校同窓会会則

平成23年度9月改訂版

(赤字/下線部は学校との協議に一任した条項)

第1条 (名称) 本会は宮城県宮城野高等学校同窓会と称し、事務局を同校内におく。

第2条 (会員) 本会の会員は次のとおりとする。

正会員 宮城県宮城野高等学校の卒業生、または本校に在籍した者で役員会の
認めたもの
特別会員 現職員および旧職員
準会員 在校生

第3条 (目的) 本会は会員相互の親睦をはかるとともに、母校の発展を助成する。

第4条 (事業) 本会は前条の目的を達成するために次の事業をおこなう。

- 1 会員相互の連絡、研修
- 2 会員名簿の作成・保存
- 3 会報の発行
- 4 在校生への援助
- 5 その他、本会の目的達成に必要な事業

第5条 (役員)

第1項 本会に次の役員をおく。

- 1 顧問 若干名
- 2 参与 1名
- 3 会長 1名
- 4 副会長 若干名
- 5 議長 1名
- 6 副議長 2名以上
- 7 会計 2名以上
- 8 会計監事 2名
- 9 常任幹事 各年次1名以上
- 10 事務局 若干名

第2項 前項3から9までの役員を同窓会執行部に属するものとする。

第6条 (役員を選出) 会長および副会長は総会にはかり、正会員より選出する。事務局は正会員または特別会員より校長が推薦し、会長が委嘱する。顧問は歴代校長を会長が委嘱する。参与には現校長を推戴する。その他の役員は内規の定めるところによる。

第7条 (役員任期)

第1項 役員任期は2ケ年とし、留任を妨げない。補欠によって就任した役員任期は前任者の残任期間とする。

第2項 会長および副会長が、疾病等の事情により任務の継続が著しく困難であると認められる場合もしくは著しい任務の懈怠がある場合には、総会の議決により解任することができる。その他の役員解任については内規の定めるところによる。

第8条（役員の任務）会長は本会を代表し、会務を総括する。副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はこれに代わる。その他の役員の任務は内規の定めるところによる。

第9条（会合）本会の会合は総会、役員会、幹事会とする。

第10条（総会）本会は毎年9月に総会を開き、予算、決算の承認、会則の改廃、その他の重要事項を決定する。また、役員会が必要と認められた時は臨時総会を開くことができる。

第11条（役員会）役員会は必要があると認められる時に会長または議長が召集し、会務の執行に関する事項を審議する。役員会は、第5条第1項3号から7号に掲げる役員が出席する。

第12条（幹事会）幹事会は随時会長または議長が召集し、予算、決算その他の必要な会務を審議し処理する。緊急の場合は幹事会において、出席会員の3分の2以上の多数による議決をもって総会の議決にかえることができる。幹事会は、ホーム幹事が出席する。

第13条（ホーム幹事）

第1項 卒業時に、各ホームより2名以上選出し、会長が委嘱する。

第2項 卒業後のホーム幹事の任命および解任には会長の承認を要する。

第14条（ホーム幹事の任務）ホーム幹事はホームを代表して幹事会に出席するほか、内規に定める任務を遂行する。

第15条（議事の成立）総会および幹事会の議事は出席会員の過半数で決し、可否同数の場合は議長が決する。役員会の議事は原則として出席役員の全会一致により決する。

第16条（経費）本会の会計は、終身会費、その他の会費をもってあてる。
正会員は本会を維持するために終身会費を拠出するものとする。

第17条（会員の義務）会員は転住、改姓、死亡のときはすみやかに母校事務局に通知するものとする。

第18条（会計年度）本会の会計年度は毎年9月1日に始まり翌年8月31日に終わる。

第19条（会則の変更）本会則は総会の議決により変更することができる。

附 則

- 1 会務執行上の規則は内規として別に定める。
- 2 本会は支部を設けることができる。支部を設けた場合は本部に報告するものとする。なお、その場合に、支部長は幹事として幹事会に出席することが望ましい。
- 3 本会則は平成10年3月1日より施行する。
- 4 終身会費は5400円とし、入学時から3年間で納入する。
- 5 幹事は各年次毎に2名程度いることが望ましい。
- 6 (事務局は母校教職員の中から校長が推薦することが望ましい。)
- 7 任命された常任幹事若干名の中で、事務局長1、会計1、庶務1、書記1としての会務を会長の指示に従って分担することが望ましい。
- 8 支部、または卒業年度が同じ会員で、同期会などを開く場合は、本部に連絡して補助(金)を受けることができる。その場合の金額については、時期や規模などを勘案してその都度決定する。
- 9 本会則は平成12年3月17日より一部改正する。
- 10 本会則は平成18年2月25日より一部改正する。
- 11 本会則は平成18年9月3日より一部改正する。
- 12 本会則および附則は平成22年9月11日より一部改正する。

宮城県宮城野高等学校同窓会慶弔内規

- 1 弔 問
 - (1) 正会員 弔電
 - (2) 特別会員 現職員 弔電および花輪または香典
旧職員 弔電(香典については、その都度考慮する。)
 - (3) 準会員 香典20,000円

- 2 病気見舞 原則として考慮しない。

附 則

- 1 本内規は平成10年3月1日より施行する。
- 2 本内規は平成13年3月17日より一部改正する。
- 3 本内規は平成15年3月11日より一部改正する。

役員およびホーム幹事に関する内規

第1条（本内規の対象）

本内規における役員は会則第5条第1項各号における役員を指し、本内規の規定は特に定めのある場合を除き役員およびホーム幹事に適用されるものとする。

第2条（役員を選出）

第1項 会則第5条第1項5号から9号に掲げる役員は、正会員から幹事会における過半数の議決で選出する。但し、会計監査は本会の会員以外からこれを選出することを妨げない。

第2項 役員は、選出後最初の総会においてこれを公表しなければならない。

第3項 役員は、各号に掲げるものを除きこれを兼任することができない。

- 1 副議長および会計
- 2 常任幹事および会則第5条第1項3号から7号に掲げる役員

第3条（役員の手辞退）

役員は、その任務を継続し難い事情がある時はこれを幹事会に報告し、これを辞退することができる。

第4条（役員の手解任）

会則第5条第1項5号から9号に掲げる役員が疾病等の事情により任務の継続が著しく困難であると認められる場合もしくは著しい任務の懈怠がある場合には、幹事会の議決により役員を解任することができる。但し、役員を解任した時は、解任後最初の総会においてこれを公表しなければならない。

第5条（顧問および参与の任務）

顧問および参与は必要のある時に本会の会合に参加し、意見を述べることができる。

第6条（会長の任務）

第1項 会長は、各号に掲げる任務を行う。

- 1 本会の行う事業の代表および総括
- 2 総会の招集

第2項 会長は、必要のある時に役員会の招集を議長に命ずることができる。

第7条（副会長の任務）

第1項 副会長は会長の任務を補佐する。

第2項 会長が疾病等の事情により任務の遂行が困難であると幹事会で認められた場合には、副会長が会長の任務を行う。

第8条（議長の任務）

議長は、各号に掲げる任務を行う。

- 1 本会の会合における議事の総括および進行
- 2 役員会および幹事会の招集

第9条（副議長の任務）

第1項 副議長は議長の任務を補佐する。

第2項 議長が疾病等の事情により任務の遂行が困難であると認められる場合には、副議長が議長の任務を行う。

第10条（会計の任務）

第1項 会計は、宮城野高校同窓会の名で会計を行い、予算書及び決算書を作成する。

第2項 会計は、予算について総会の承認を得なければこれを執行することができない。

第3項 会計は、決算について会計監査による監査を経て、次年度の総会においてこれを報告しなければならない。

第4項 会計は、本会の事業を目的としない会計を行ってはならない。

第11条（会計監事の任務）

第1項 会計監事は、本会の会計を監査し、これを承認する。但し、会則および内規その他本会の定める規則または法律に反する会計がある場合にはこれを承認してはならない。

第2項 会計監事は、本会の会計が会則および内規その他本会の定める規則または法律反するおそれのある場合には、幹事会の議決を経て当該会計を行わないことを命じることができる。

第12条（常任監事の任務）

常任幹事は本会の会合に出席し、本会の庶務を行う。

第13条（ホーム幹事の任務）

第1項 ホーム幹事は、本会の会合における決議および役員の手配に従い、諸般の会務を処理する。

第2項 ホーム幹事が、会計に代わり本会の会計を行う時は、事前に会計の許可を得なければならない。但し、緊急の場合は、事後の報告を会計が受理したことを以て事前の許可があったものとみなす。

交通費に関する内規

第1条（交通費の負担）

各役員等が幹事会に参加するためにかかる往復の交通費は、本会がこれを負担する。

第2条（申告）

第1項 幹事会に参加するために交通費を支出した役員等は、すみやかにこれを会計に申告しなければならない。

第2項 会計は、幹事会の翌日以降に第1項の申告を受理してはならない。

第3条（交通費の算定）

第1項 車を利用した場合は、1 kmあたり37円を支給する。移動の距離は、出発地および目的地にかかわらず、各役員等の住所および幹事会開催地を基準とし算定する。

第2項 車以外の交通手段を利用した場合は、公共交通機関を用いたものとする。その額は、出発地および目的地にかかわらず、各役員等の住所および幹事会開催地を基準とし、最も低い額となる交通手段による場合を算定し、これを支給する。

第3項 徒歩および自転車により移動すべき区間については、支給額を0円とする。

第4項 交通費の算定は、これを支出した役員等が行い、会計がこれを承認する。承認は、会計が申告を受理したことをもって、これがなされたものとみなす。

第4条（定期券等の利用による減額）

交通費負担を申告する役員等が定期券等を有しており、これにより交通費の負担が生じない区間がある場合は、当該区間についての支給額を0円とする。

第5条（支給額を超える交通費の負担）

支給されるべき額を超える交通費は、各役員等がこれを負担する。

第6条（上限）

各役員等が各幹事会において申告できる交通費の支出の上限は、これを2,000円とする。

第7条（不当な支給の返還義務）

前条までの規定に反し交通費の支給を受けた役員等は、すみやかにこれを本会に返還しなければならない。